

<別紙 1 >

老人保健施設コスモス
(介護予防)通所リハビリテーション
重要事項説明書
(令和6年6月現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 老人保健施設コスモス (平成6年6月21日開設)
- ・所在地 愛媛県西条市周布338番地
- ・電話番号 0898-64-6300 (直通番号0898-64-6301)
- ・ファックス番号 0898-64-6161
- ・管理者氏名 渡部 淳子
- ・介護保険指定番号 3857780237号

(2) 通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) の目的と運営方針

通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) は、要介護状態 (介護予防通所リハビリテーションにおいては要支援状態) になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要なリハビリテーションを行い利用者の心身機能の維持回復を図ることを目的としています。この目的のために立案された居宅サービス (介護予防サービス) 計画に基づいて当施設をご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

上記の目的に沿って、当施設では、以下のような運営方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[老人保健施設コスモスの運営方針]

当施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) サービスの提供に努めるとともに、明るく家庭的な雰囲気の中で地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村・居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・他の介護保険施設・その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めます。

(3) 施設の職員体制

職種	1単位目	2単位目	業務内容
医師 (管理者)	0.7人以上 (1人以上)		利用者の診療、健康管理、保健衛生指導に関すること等
看護職員	1人以上		医師の指示に基づく看護・診療の介助、健康管理に関すること等
介護職員	3人以上		日常生活の介護・支援に関すること等
理学・作業療法士	1人以上	1人以上	機能訓練・日常生活動作能力の改善に関すること等
管理栄養士 又は栄養士	1人以上		栄養摂取の調整及び栄養指導に関すること等
調理員	1人以上		調理に関すること等
事務職員	1人以上		請求・清算事務・窓口業務全般に関すること等

(4) 通所定員など

- ・定員 … 1単位目：25名、2単位目：20名

(5) 営業日・営業時間

- ・営業日 … 月曜日～金曜日（1月1日～3日、12月31日を除く）
- ・営業時間 … 8時30分～17時00分

(6) 通常の事業の実施区域

西条市内の旧東予市、旧丹原町、旧小松町の区域

2. サービスの内容

- ①通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
 - ②リハビリテーション実施計画の立案 ③食事・栄養管理 ④入浴 ⑤医学的管理・看護
 - ⑥介護 ⑦リハビリテーション ⑧相談援助サービス ⑨居宅サービス事業所との連携支援
 - ⑩居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターとの連携支援 ⑪送迎 ⑫その他
- *これらのサービスの中には、利用者から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。
- *2単位目は③、④を除く

3. 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力いただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関 … 渡部病院（愛媛県西条市周布 339）
西条市立周桑病院（愛媛県西条市壬生川 131）
- ・協力歯科医療機関 … たかはし歯科（愛媛県西条市周布 822-2）

4. 事故発生時の対応について

サービス利用時に事故が発生した場合、当施設は利用者に対して必要な措置を講じます。その際には、利用者又は身元引受人が「同意書」にて指定された連絡先、及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します（緊急時は事後連絡になる場合もあります）。あるいは、利用者又は身元引受人の意向に沿った対応をいたしますので、事前にご相談ください。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 … スプリンクラー、消火器、消火栓、火災自動通報装置
- ・防災訓練 … 年2回以上実施

6. 要望及び苦情等の相談

当施設には、支援相談の専門員が勤務しています。ご要望や苦情等がございましたら、1階エレベーターホールに備え付けてある「ご意見箱」をご利用いただくか、担当の事務長までご連絡ください。

<その他第三者機関連絡先>

- ・西条市福祉部介護保険課
電話 0897-56-5151 窓口時間 8：30～17：15（土日祝除く）
- ・愛媛県国民健康保険団体連合会
電話 089-968-8700 窓口時間 8：30～17：15（土日祝除く）

7. 施設利用にあたっての留意事項

飲酒・喫煙

原則として、利用中は禁止しています。

火気の取り扱い

施設内での火気の使用は禁止しています。

設備・備品の利用

ご利用いただける設備・備品については、利用開始の際にご説明いたします。
設備・備品の持ち出しは、禁止しています。

所持品等の持ち込み

所持品は必要最小限でお願いします。衣類も含めて所持品にはハッキリとわかるようにお名前を書いてください。

金銭・貴重品

施設では、金銭及び貴重品はお預かりしていません。
万一、紛失等が発生しましても一切の責任を負いかねますので、金銭及び貴重品のお持ち込みは禁止しています。

宗教活動

利用中の宗教活動は禁止しています。

禁止事項

当施設では、多くの方に安心してご利用いただくため、利用者又はその関係者による「営利行為」「宗教活動」「特定の政治活動」は禁止しています。
喧嘩・口論・暴力行為等、他の利用者の迷惑となることはしないでください。

利用時間内の他医療機関の受診

原則として、利用時間内は受診できませんが、緊急時に施設医師が必要と判断した場合はこの限りではありません。

介護保険被保険者証の確認

申し込み時、更新時、内容に変更のあった場合には確認させていただきます。

内容の変更

サービス内容や利用日の変更も可能ですが、当施設の利用定員によりご希望に沿えない場合もありますので、担当ケアマネージャーもしくは支援相談員までご相談ください。

体調不良の場合

体調の優れない（熱がある、咳が出る等）時は、ご無理をされて更に悪化させないため、又、他の利用者への影響も考えられますので、当施設のご利用はお控えください。利用当日でもお休みのご連絡は8時30分頃までをお願いします。当施設ご利用時間中に、体調不良や怪我をされた場合は、まず当施設の医師（管理者）の判断を仰ぎます。その結果をご家族へ連絡し、必要があれば病院受診などをお勧めさせていただきます。

送迎時のお願い

送迎時にはできる限りご家族の付き添いをお願いしています。

- ・ 迎え時…ご自宅での様子が変わったところがあれば送迎職員へお知らせください。
- ・ 送り時…当施設で様子が変わったところがあれば職員からお知らせします。
- ・

<送迎時にご家族がいらっしゃらない場合>

お仕事等のご都合で送迎時にご家族がいらっしゃらない場合は、ご自宅の様子が変わったところがあれば連絡帳にご記入ください。また、デイ利用中の様子を記入しますので、ご帰宅されましたら連絡帳をご覧ください。